

【所得金額】

種類	内容				備考						
事業	営業等	販売業、製造業、サービス業、その他事業等から生じる所得です。 ・収入金額をア欄に、所得金額を①欄に記入してください。	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜などの事業から生じる所得です。 ・収入金額をイ欄に、所得金額を②欄に記入してください。	・申告書裏面の7に収支の内訳を記入するか、別紙収支内訳書を作成して添付してください。 ・事業専従者とした人を配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象として控除を受けることはできません。						
	農業	農産物の生産、果樹などの栽培、家畜などの事業から生じる所得です。 ・収入金額をイ欄に、所得金額を②欄に記入してください。		貸家、貸地などから生じる所得です。小作料収入もこちらに含まれます。 ・収入金額をウ欄に、所得金額を③欄に記入してください。							
営業等・農業・不動産の所得金額 = (売上金額-売上原価) - 必要経費-専従者控除											
利子	預貯金の利子などの所得です。 ・収入金額をエ欄に、所得金額を④欄に記入してください。	・地方税が特別徴収されている一般の利子は申告する必要はありません。									
利子所得 = 収入金額											
配当	株式・出資配当金による所得です。 ・収入金額をオ欄に、所得金額を⑤欄に記入してください。	・上場株式など、地方税が特別徴収されているものは申告不要を選択してください。									
配当所得 = 収入金額-株式などの元本所得のために要した負債の利子											
給与	給与、賞与、俸給、賃金などの所得です。 給与所得計算表(円未満切り捨て)										
	給与収入の金額(A)	給与所得金額	給与収入の金額(A)	給与所得金額							
	以上	以下	(単位:円)	以上	以下						
	1,618,999		1,800,000	1,899,999	収入額-65万円						
	1,619,000	1,619,999	1,900,000	3,599,999	A ÷ 4 × 2.8-8万円						
	1,620,000	1,621,999	3,600,000	6,599,999	【千円未満切捨】×3.2-44万円						
	1,622,000	1,623,999	6,600,000	8,499,999	収入額×90%-110万円						
	1,624,000	1,627,999	8,500,000	9,999,999	収入額-195万円						
雑	・収入金額をカ欄に、所得金額を⑥欄に記入してください。 ・日給などを受けた人で、源泉徴収票が出されていない場合は、申告書裏面の6に内訳を記入してください。										
	○公的年金 国民年金、厚生年金等の公的年金による所得です。 ただし、遺族年金、障害年金など非課税所得となるものは含みません。										
	①公的年金等に係る雑所得の計算表										
	受給者の年齢	公的年金等の 収入金額(円)		公的年金以外の所得に係る合計所得金額(円)							
		以上	以下	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下						
	65歳以上	3,300,000		収入-1,100,000	収入-1,000,000						
		3,300,001	4,100,000	収入×75%-275,000	収入×75%-175,000						
		4,100,001	7,700,000	収入×85%-685,000	収入×85%-585,000						
		7,700,001	10,000,000	収入×95%-1,455,000	収入×95%-1,355,000						
		10,000,001		収入-1,955,000	収入-1,855,000						
	65歳未満	1,300,000		収入-600,000	収入-500,000						
		1,300,001	4,100,000	収入×75%-275,000	収入×75%-175,000						
		4,100,001	7,700,000	収入×85%-685,000	収入×85%-585,000						
		7,700,001	10,000,000	収入×95%-1,455,000	収入×95%-1,355,000						
		10,000,001		収入-1,955,000	収入-1,855,000						
○業務に係るもの	・収入金額をキ欄に、所得金額を⑦欄に記入してください。										
	原稿料、講演料、ネットオークションによる収入(※1)、太陽光発電の売電収入(事業によるものを除く)、シルバー人材センター配分金などの所得です。 (※1)生活の用に供している資産(古着や家財など)の売却による所得は非課税です。										
	② その他の雑所得 = 収入金額 - 必要経費 ・収入金額をク欄に、所得金額を⑧欄に記入してください。										
	○その他の雑所得(①、②以外のもの)										
	生命保険契約に基づく年金(個人年金)など、上記以外の所得です。										
	③ その他の雑所得 = 収入金額 - 必要経費 ・収入金額をケ欄に、所得金額を⑨欄に記入してください。										
雑所得金額 = ①公的年金等の所得 + ③ その他の雑所得											

**【所得金額】**

総合譲渡	不動産、自動車、機械等資産の譲渡による所得です。 資産の取得日以後5年を超えて所有していた場合は長期、それ以外は短期です。 <ul style="list-style-type: none"><li>・特別控除額は50万円です。</li><li>・収入金額をコ、サ欄に記入してください。</li><li>・裏面10に収入、経費等を記入し、総合譲渡所得及び一時所得の合計額を表面①欄に記入してください。</li></ul>
	短期譲渡所得 = 収入金額 - 必要経費 - 特別控除額
	長期譲渡所得 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2
一時	生命保険、損害保険等の一時金及び満期返戻金、懸賞当選金、競馬等の払戻金などの一時的な所得です。 町が独自に発行する商品券もこちらに含まれます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・特別控除額は50万円です。</li><li>・収入金額をシ欄に記入してください。</li><li>・裏面10に収入、経費等を記入し、総合譲渡所得及び一時所得の合計額を表面①欄に記入してください。</li></ul>
	一時所得 = (収入金額 - 必要経費 - 特別控除額) × 1/2